

農業振興地域整備基本方針

昭和45年 3月 策定

昭和51年 3月30日 変更

昭和60年 8月20日 変更

平成15年 5月 6日 変更

平成22年12月13日 変更

平成29年 1月24日 変更

令和 5年 6月13日 変更

目

次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	5
第3	基本的事項	
1	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	8
2	農用地等の保全に関する事項	9
3	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	10
4	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	13
5	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	16
6	3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	18
7	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	18

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を有している。このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

県及び市町村は、国の農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及びこの基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、農地転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。また、非農業的土地需要へ対応するため、転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、農用地区域以外に代替する土地がなく、農業上の効率的かつ総合的な利用や地域の担い手への農地の集積・集約に支障を及ぼさないことを基本とするとともに、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく基本計画等市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

以上のことを踏まえ、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方については、次のとおりとする。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

本県においては、令和元年現在95,965ヘクタールである農用地区域内の農地面積（耕地部分。以下同じ。）が、これまでのすう勢を基に推定すると令和12年は92,165ヘクタールとなるところであるが、安定的な食料供給力の確保を図る観点からも、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じて、設定要件を満たす農地の農用地区域への編入や荒廃農地の発生防止・解消などの農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地区域内の農地面積については、95,907ヘクタールを目標として設定する。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、次の方向で取組を推進する。

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域

計画の策定等を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

② 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域以外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域以外に代替する土地がなく、農業上の効率的かつ総合的な利用や地域の担い手への農地の集積・集約に支障を及ぼさないことを基本とする。また、地域未来投資促進法に基づく基本計画等市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として市町村においておおむね 5 年ごとに行う法第 12 条の 2 に基づき実施される基礎調査の結果を踏まえて行うものとする。

なお、県及び市町村が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更を行おうとする場合においても、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用確保という法第 16 条に規定される県及び市町村の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

④ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

⑤ 交換分合制度の活用

法第 13 条の 2 の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農

用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

⑥ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係農業団体、その他関係団体等から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

また、非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う計画については、その計画段階の初期のうちから関係部課間の連絡調整を行うものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、首都圏内に立地し、温暖な気候、大消費地への近接、広大な土地資源等恵まれた自然的、社会的条件の中で農業が営まれ、全国有数の農業県として発展を続けている。

このような状況のもと、各農業地域ごとに土地利用の基本的方向を示せば次のとおりである。

(1) 都市農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

本地域では、大消費地に隣接するという有利な立地条件を生かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開されている。

農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、消費者との距離の近さを生かした農産物の直売活動の促進や観光・体験型農業の展開等により、その保全を図る。

(2) 平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

本地域は平坦で広大な耕地を有し、県内産出額の半分以上を占める主要な園芸地域であるとともに大規模稲作経営農家が多く、香取・海匝地区を中心に、大規模な畜産経営が展開されている。

農地については、県の農林水産業を支える一大産地であることから、今後もマーケット需要に応じた力強い産地づくりを推進するとともに、農産物のブランド化や6次産業化の促進、水田を利用した飼料用米の生産、耕畜連携、大規模経営体や農業法人の育成により、海外への輸出も視野に入れた食料の生産拠点として一層の機能強化に取り組む。また、担い手の確保や農地の集積・集約化、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備の推進等により農業経営の基盤強化・保全を図るとともに、農産物の流通の合理化を図るための広域農道の整備を推進する。また、有害鳥獣による被害が拡大しており、その被害防止のため防護や捕獲等の体制を整える。

(3) 中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

本地域は、温暖な気候条件を生かした花き・果樹生産のほか、水稲や酪農が盛んである。

農地については、担い手の確保・育成のための体制づくりや熱帯果実などの新たな地域特産物の開発、観光・体験型農業、いわゆるグリーン・ブルーツーリズムなどの取組を推進するとともに、中山間地域等の農業生産基盤及び農村生活環境等の整備の推進等により、その保全を図る。また、有害鳥獣による被害防止のため、防護や捕獲等の体制を整える。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定相当地域)

農業地域名	指定相当地域名	指定相当地域の範囲	指定相当地域の規模
都市農業地域	千葉地域 (千葉市)	千葉市のうち都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 13,262ha (農用地面積 4,419ha)
	習志野地域 (習志野市)	習志野市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 130ha (農用地面積 92ha)
	市原地域 (市原市)	市原市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 26,591ha (農用地面積 6,484ha)
	八千代地域 (八千代市)	八千代市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 2,693ha (農用地面積 1,186ha)
	市川地域 (市川市)	市川市のうち都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 386ha (農用地面積 178ha)
	船橋地域 (船橋市)	船橋市のうち都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 1,611ha (農用地面積 607ha)
	野田地域 (野田市)	野田市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 7,518ha (農用地面積 2,855ha)
	柏地域 (柏市)	柏市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 5,532ha (農用地面積 2,633ha)
	我孫子地域 (我孫子市)	我孫子市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 2,648ha (農用地面積 1,244ha)
	鎌ヶ谷地域 (鎌ヶ谷市)	鎌ヶ谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 864ha (農用地面積 251ha)
	計		総面積 61,235ha (農用地面積 19,949ha)
平地農業地域	成田地域 (成田市)	成田市のうち都市計画法の市街化区域及び成田国際空港用地等を除いた区域	総面積 16,905ha (農用地面積 7,997ha)
	佐倉地域 (佐倉市)	佐倉市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 7,935ha (農用地面積 2,994ha)
	四街道地域 (四街道市)	四街道市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 2,155ha (農用地面積 765ha)
	八街地域 (八街市)	八街市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 6,547ha (農用地面積 3,455ha)
	印西地域 (印西市)	印西市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 10,020ha (農用地面積 4,961ha)
	白井地域 (白井市)	白井市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 2,703ha (農用地面積 1,269ha)
	富里地域 (富里市)	富里市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 4,825ha (農用地面積 2,561ha)
	酒々井地域 (酒々井町)	酒々井町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,535ha (農用地面積 630ha)
	栄地域 (栄町)	栄町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 2,796ha (農用地面積 1,475ha)
	香取地域 (香取市)	香取市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 24,451ha (農用地面積 12,086ha)

	神崎地域 (神崎町)	神崎町のうち工業用地等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	1, 889ha 871ha)
	多古地域 (多古町)	多古町のうち都市計画法の用途地域及び成田国際空港用地等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	6, 379ha 3, 455ha)
	東主地域 (東主町)	東主町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	4, 104ha 2, 092ha)
	銚子地域 (銚子市)	銚子市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	6, 822ha 2, 342ha)
	匝瑳地域 (匝瑳市)	匝瑳市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	9, 781ha 5, 780ha)
	旭地域 (旭市)	旭市のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 (農用地面積)	12, 363ha 6, 887ha)
	東金地域 (東金市)	東金市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	7, 840ha 3, 959ha)
	山武地域 (山武市)	山武市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	13, 782ha 6, 186ha)
	大網白里地域 (大網白里市)	大網白里市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	5, 004ha 2, 562ha)
	九十九里地域 (九十九里町)	九十九里町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	1, 932ha 945ha)
	横芝光地域 (横芝光町)	横芝光町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	5, 980ha 3, 500ha)
	芝山地域 (芝山町)	芝山町のうち都市計画法の用途地域及び成田国際空港用地等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	3, 080ha 1, 588ha)
	茂原地域 (茂原市)	茂原市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	7, 951ha 3, 786ha)
	一宮地域 (一宮町)	一宮町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	2, 024ha 540ha)
	睦沢地域 (睦沢町)	睦沢町のうちゴルフ場等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	3, 176ha 1, 086ha)
	長生地域 (長生村)	長生村のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 (農用地面積)	2, 347ha 1, 447ha)
	白子地域 (白子町)	白子町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 (農用地面積)	2, 499ha 1, 448ha)
	長柄地域 (長柄町)	長柄町のうちゴルフ場を除いた区域	総面積 (農用地面積)	4, 459ha 1, 017ha)
	長南地域 (長南町)	長南町のうちゴルフ場及び工業用地を除いた区域	総面積 (農用地面積)	5, 698ha 1, 437ha)
	計		総面積 (農用地面積)	186, 982ha 89, 120ha)
中山間農業地域	勝浦地域 (勝浦市)	勝浦市のうち都市計画法の用途地域等及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 (農用地面積)	7, 375ha 1, 117ha)
	夷隅地域 (いすみ市)	いすみ市のうち都市計画法の用途地域及び自然公園法の国定公園の特別保護地区(南房総国定公園)、ゴルフ場等を	総面積 (農用地面積)	14, 952ha 4, 380ha)

	除いた区域	
大多喜地域 (大多喜町)	大多喜町のうち規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 10,045ha (農用地面積 1,517ha)
御宿地域 (御宿町)	御宿町のうち都市計画法の用途地域及びゴルフ場を除いた区域	総面積 1,994ha (農用地面積 296ha)
館山地域 (館山市)	館山市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 9,844ha (農用地面積 2,209ha)
鴨川地域 (鴨川市)	鴨川市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 18,493ha (農用地面積 2,479ha)
南房総地域 (南房総市)	南房総市のうち規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 21,983ha (農用地面積 4,673ha)
鋸南地域 (鋸南町)	鋸南町全域	総面積 4,516ha (農用地面積 632ha)
木更津地域 (木更津市)	木更津市のうち都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 9,776ha (農用地面積 3,171ha)
君津地域 (君津市)	君津市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 22,045ha (農用地面積 3,833ha)
富津地域 (富津市)	富津市のうち都市計画法の市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 16,365ha (農用地面積 2,218ha)
袖ヶ浦地域 (袖ヶ浦市)	袖ヶ浦市のうち都市計画法の市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	総面積 6,703ha (農用地面積 3,181ha)
計		総面積 144,091ha (農用地面積 29,706ha)
県計		総面積 392,308ha (農用地面積 130,821ha)

令和元年12月31日現在。

第3 基本的事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備、開発については、第1の2に示した農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、自然環境の保全、農業従事者数の減少への対応、高生産性農業を展開するうえで必要な土地利用の高度化、水利用の合理化、農業経営の規模拡大及び農村環境に配慮しつつ事業を推進する。

このため基本的には、地域の土地及び営農条件に応じた農業機械の導入による生産性の向上を旨として、ほ場の整備、農道の整備、農業用排水施設の整備・更新及び農用地の集団化などの事業を推進する。なお、農業生産基盤整備事業を推進するに当たっては、環境への配慮及び治水等も勘案して実施する。

また、農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備を実施する。

以上の基本的な考え方にに基づき、各農業地域別にその整備の基本的方向を示せば次のとおりである。

(2) 農業地域別の農業生産基盤の整備及び開発の構想

① 都市農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

ア 「田」の整備

水田の汎用化を基本目標とし、千葉地区は、養老川、鹿島川流域を中心に、東葛飾地区は、利根川、江戸川、手賀沼流域の農業用排水施設の整備と改良を実施する。また、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を総合的に実施し、担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図る。

イ 「畑」の整備

都市近郊型農業の振興に向けて水田と一体的に整備し、畑地かんがい施設、区画整理、排水改良等、畑地帯の総合整備を実施する。

② 平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

ア 「田」の整備

水田の汎用化を基本目標とし、利根川、印旛沼流域の農業用排水施設の整備と改良を実施する。九十九里沿岸地域は、新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川流域を中心に農業用排水施設の整備と改良を実施する。

また、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を総合的に実施し、担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図る。

イ 「畑」の整備

台地の畑地帯は火山灰土におおわれ用水源に乏しく、地下水位も深いため、干ばつ被害等不安定な営農が余儀なくされている一方、地表水の排水不良による被害も見られる。このため、農業用排水施設を中心に水田と一体的に整備し、ほ場、農道の整備を実施する。

③ 中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

ア 「田」の整備

水田の汎用化を基本目標とし、小櫃川、小糸川、湊川、平久里川、加茂川、夷隅川流域を中心に農業用排水施設を整備する。また、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を総合的に実施し、併せて、担い手への農用地の集積・集約化の実現を図る。

イ 「畑」の整備

都市交流型観光農業にも対応できるよう地域の特色にあわせて、農道を中心に、ほ場、畑地かんがい施設を整備する。

(3) 広域整備の構想

農業生産基盤の整備・開発に係る事業のうち、受益の範囲が広域にわたる基幹用排水施設の整備・更新、ほ場整備及び農道整備については、以下のとおり実施する。

① 用排水改良

ア 北総台地地域を中心に、北総四大用水事業の農業用排水施設の整備・更新を実施する。

イ 印旛沼周辺地域を中心に、印旛沼二期事業の農業用排水施設の整備・更新を実施する。

ウ 手賀沼周辺地域を中心に、手賀沼事業の農業用排水施設の整備・更新を実施する。

エ 千葉県北東部を中心に、大利根用水事業の農業用排水施設の整備・更新を実施する。

② ほ場整備

ほ場の大区画化等を基幹とした農業生産基盤、農地の集積・集約化等を総合的かつ緊急的に実施し整備する。

③ 農道整備

農産物の流通体制の整備を目的として、以下の3地域に基幹的な農道を整備する。

ア 銚子市、旭市、東庄町にまたがる東総台地を中心とした地域。

イ 東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町にまたがる九十九里地域。

ウ 館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町にまたがる安房地域。

2 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

① 農用地等の保全の必要性

農用地等は、食料や花き、飼料等の農産物の供給以外に、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、

文化の伝承等の多面的機能を発揮しており、これらの農用地等のもつ機能を良好に保全していくことが重要である。

② 農用地等の保全の基本的方向

農用地等をめぐっては、生産者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷等による農家数の減少や荒廃農地の発生、さらには都市的土地利用に伴う農用地面積の減少等の課題がある。

そこで、農業の担い手の確保や認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を図り、農業経営の基盤を強化するとともに、小規模農家や女性農業者等についても、農産物等をはじめとする地域資源を活用し、所得の向上を図っていけるような環境を整え、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用にも努めるとともに、地域住民や都市住民等の多様な主体による農用地の保全や管理への参加を促進する。

また、化学合成農薬・化学肥料の節減、農業環境規範等の啓発、家畜糞尿等地域有機質資源の有効利用などに取り組むことにより、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を実現する。

(2) 農用地等の保全のための事業

ほ場整備事業の実施や担い手への農地の集積・集約化の促進等により、担い手の農業生産活動を維持・拡大するとともに、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進することにより、土地の生産性向上・農用地の効率的利用を図り、農用地等を保全する。

また、農地防災事業（「湛水防除事業」「ため池整備事業」「地すべり対策事業」等）を実施することにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止と低下した機能の回復を図り、農用地等を保全する。

(3) 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全には、農業を現実に担う経営体の充実が不可欠である。そこで、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を市町村長等が認定し支援する、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく認定農業者制度を積極的に推進し、優れた経営体の育成に努めるとともに、これらの経営体への農地の集積・集約化を促進する。

また、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用の促進、担い手への農地の集積・集約化、農外からの新規参入の促進、集落営農の組織化・法人化、農業生産基盤整備事業等を推進する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づき、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金による集落等の農地や地域資源の保全管理を支援し、多面的機能を確保する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

① 農用地の集積・集約化の推進

本県の担い手農家の経営規模については、年々拡大が進んでいるところであるが、近年の米価に見られる農産物価格の低迷等により、経営構造はぜい弱化している。

農用地の集積・集約化は、農作業の効率を上げ、農業者の経営改善につながる重要な手法の一つであり、県は、地域の実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を優先して行うことを推進し、農業経営の改善を図る。

このため、県下各地域の特性を生かした営農類型への誘導を目標として、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）や農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理事業等を中心とした農地流動化対策を積極的に活用し、農用地の流動化を促進する。

さらに、一般社団法人千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会、公益社団法人千葉県園芸協会及び市町村等の関係機関・団体との連携のもと、農地中間管理事業等を柱に、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講じ、担い手に集積・集約化する農用地面積の目標の達成を目指す。

② 農用地の効率的な利用の促進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への優良農地の集積・集約化を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取組が必要である。

そのため県では、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について、市町村の認定する農用地利用規程に基づき作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を行う農用地利用改善団体の設立の推進と、その活動内容の充実を図る。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもと、地区内農用地の受け手となる特定農業法人の設立を推進する。

(2) 農業地域別の構想

本県農業の将来を担う認定農業者や企業的経営体等の担い手の経営は、農業所得をもって他産業従事者と均衡する生活水準を期待し得るとともに、農業生産力の向上に不可欠な技術革新、機械化の進展等への即応が可能であり、更に進んだ形態に発展する可能性を内包するものでなければならない。

このような視点に立って各地域ごとの経営形態、営農類型及び経営規模等を示せばおおよそ次のとおりである。

① 各地域で想定される農業経営形態

ア 都市農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

本地域では、大消費地に隣接するという有利な立地条件を生かして、野菜・果樹・花き

類などの生産が展開され、主な経営形態は、水稻（水田）作、露地野菜、施設野菜、果樹（主に日本なし）専業経営とこれらの複合経営が想定される。

イ 平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

本地域は平坦で広大な耕地を有し、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されており、大規模稲作農家が多く、肉用牛、養豚も盛んである。

主な経営形態は、水稻（水田）作、露地野菜、施設野菜、施設花き、酪農、肉用牛等の専作・専業経営とこれらの複合経営が想定される。

ウ 中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

本地域は、温暖な気候条件を生かして、花き・果樹や地域特産品目を中心とした野菜経営、酪農が営まれている。主な経営形態は、水稻（水田）作、露地野菜、酪農等の専作・専業経営とこれらの複合経営及び観光農業が想定される。

② 目標となる主な営農類型と経営規模

[効率的かつ安定的な農業経営体]

組織形態	営農類型	経営規模
個別経営体 (家族経営)	水稻専作	水田28ha
	水稻＋露地野菜（食用なばな）	水田10ha
	露地野菜専作（キャベツ＋だいこん）	畑4.1ha
	〃（ねぎ＋こまつな＋にんじん）	畑1.7ha
	〃（ねぎ）	畑1.4ha
	〃（さつまいも）	畑2.9ha
	施設野菜専作（トマト）	ハウス4,000㎡
	〃（きゅうり）	ハウス3,000㎡
	露地＋施設野菜（にんじん＋すいか＋ トマト＋落花生）	ハウス3,000㎡、畑 1.5ha
	施設花き専作（カーネーション）	ハウス4,000㎡
	果樹専作（日本なし・市場出荷）	果樹地1.6ha
	〃（日本なし・直売）	果樹地1ha
	酪農専業	経産牛33頭、未經 産牛11頭
肉用牛専業	黒毛和牛種等127頭 、出荷頭数75頭	

	養豚専業 観光農業（いちご） 農産加工（加工＋水稲）	繁殖雌豚80頭、繁殖雄豚3頭 ハウス3,000㎡ 水田15ha
組織経営体 （営農組合）	水田農業（水稲＋麦＋大豆）	水田45ha

〔経営体質の強化を図る経営体〕

個別経営体 （法人経営）	水稲大規模経営（個別） 露地野菜専作大規模経営（さつまいも＋じゃがいも＋にんじん）	水田100ha 畑13ha
組織経営体 （営農組合）	水稲大規模経営（組織）	水田100ha、畑2ha

〔認定新規就農者〕

個別経営体 （家族経営）	露地野菜専作（こまつな＋ほうれんそう） 〃（ねぎ） 施設野菜専作（いちご）	畑0.9ha 畑0.7ha ハウス2,100㎡
-----------------	---	-------------------------------

（注：千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和5年6月）による）

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

（1）農業の近代化のための施設の整備に関する基本的方向

本県の農業生産は、輸入農産物の増大、市場外流通の拡大や産地間競争の激化を背景とした価格の低迷、加えて環境への関心の高まりの中で、それぞれの地域性を生かした形で展開されている。

一方で、農業後継者不足や農業従事者の高齢化の進行は深刻な問題となっている。

このような情勢に対処して本県農業を首都圏の安定した食料生産基地として維持・発展させ、また農業経営の安定を図るためには、土地生産性の高い園芸部門の振興とあわせて、稲作を中心とした土地利用型作物の生産振興を積極的に推進し、これらを通じて農業経営の規模拡大を図る必要がある。

このためには、農用地の計画的、効率的利用及び農業生産基盤整備と相まって、近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入を図る一方、農産物取引の規格化、多様化、グローバル化等に対応した流通体制を確立し、流通加工施設等近代化施設

の計画的配置及び整備を推進する必要がある。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地域別にその整備の基本的な方向を示せば次のとおりである。

(2) 農業地域別の農業近代化施設整備の方向

① 都市農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

この地域の農業生産は、都市近郊的性格が強く、露地野菜、施設野菜の成長作目による集約型農業による主産地形成を促進する。また、稲作等土地利用型作物については、省力化、低コスト化に努める。

この地域における重点作目としては米、野菜、果樹、畜産があげられ、今後における、農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方向は次のとおりである。なお、重点作目以外のものについてもあわせて生産の合理化を推進する。

- ア 野菜：この地域の特徴である、都市近郊という立地条件を生かした野菜生産を推進する。露地野菜については、葉菜類、根菜類など回転率の高い作物を主体に、輪作体系を考慮した産地化を推進するとともに、は種（定植）、収穫などの作業の省力化を図るため、低コスト・省力機械・施設の導入を推進する。また、施設野菜については、ほうれんそう、こまつななどの軟弱野菜の安定生産と産地化を図るため、ビニールハウスなどの施設化を推進する。
- イ 果樹：日本なしの代表的産地であり、今後ともこの地域の基幹作目として老木樹の改植や優良品種への更新を進め産地の維持拡大を図る。このため、多目的防災網や農薬飛散防止ネットなどの被害防止施設の整備や省力機械等の導入により、低コスト化、安定生産を推進する。
- ウ 畜産：都市化の進展により、経営環境は悪化しており、規模拡大は困難な状況にあり、今後は環境保全に留意しつつ、堆肥センター等を整備し、耕種、園芸部門等との連携による地域複合化を促進するとともに、家畜衛生対策の充実、水田や河川敷等を活用した粗飼料生産の拡大等、経営の質的向上を基本とした生産振興を推進する。
- エ 米：効率的で生産性の高い稲作経営を実現するために、地域や集落で水田の流動化を図ることによって経営規模の拡大を推進する。
- また、直播栽培などの省力・低コスト技術の導入を図るとともに、飼料用米などの新規需要米の導入も視野に入れた乾燥調製施設等の地域基幹施設の整備及びトラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入を推進する。

② 平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

この地域は本県における農業生産の中心的地域であり、利根川流域から九十九里の平坦地に展開する水田地帯の稲作生産の振興と北総台地畑作地帯の園芸・特産作物及び畜産の拡大を促進する。また、山武、長生地域においては、露地野菜、施設野菜、果樹（日本なし等）の生産拡大、主産地形成を促進する。また、稲作等土地利用型作物につ

いては、省力化、生産性向上に努める。

この地域における重点作物としては米、特産作物（落花生、さつまいも等）、野菜、果樹、花き、畜産があげられ、農業生産技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方向は次のとおりである。なお、重点作物以外のものについてもあわせて生産の合理化を推進する。

ア 米：効率的で生産性の高い稲作経営を実現するために、地域や集落で水田の流動化を図ることによって経営規模の拡大を推進する。

また、直播栽培などの省力・低コスト技術の導入を図るとともに、飼料用米などの新規需要米の導入も視野に入れた乾燥調製施設等の地域基幹施設の整備及びトラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入を推進する。

イ 野菜：露地野菜については、北総東部用水を中心とした畑地かんがい施設の活用により、葉菜類、根菜類、果菜類の生産拡大を図る。また、生産の集団化を図るとともに、は種、移植（定植）、収穫等の機械化を推進し、規模拡大や省力化などによる低コスト生産が可能な産地体制を整備する。施設野菜については、トマト、きゅうり、いちごを中心に生産拡大を図るため、一層の施設化を推進する。さらに、農業協同組合を中心に育苗施設、集出荷施設、予冷施設等基幹施設を整備し、生産・販売体制を確立する。

ウ 果樹：主要品目の日本なしについては、本県の主要産地であり、優良品種への更新、新植等により生産拡大を図る。また、多目的防災網などの被害防止施設の整備や省力機械等の導入により、低コスト化、安定生産を推進する。

エ 花き：施設切花、鉢物類の生産拡大を図るため、施設化の拡大と集出荷施設等の近代化施設を整備する。

オ 植木：生産安定のために、ほ場の集約化や灌水設備などの施設化、機械化による生産コストの削減を図る。

カ 特産作物：落花生、さつまいも等については、輪作を行うとともに生産の組織化・集団化を推進する。このため、北総四大用水を活用するとともに育苗施設、集団営農用機械施設、地力強化施設、集出荷貯蔵施設等の近代化施設を整備する。

キ 畜産：養豚の主要地域であり、今後とも一貫経営を基本とし、種豚の改良、飼養管理技術等の改善による経営の安定を図る。また、採卵鶏は生産コストの低減による経営の合理化を図るとともに良品質鶏卵の生産に努める。このため、豚舎、鶏舎、飼養管理施設を整備する。さらに、自給飼料生産においても、機械導入、農地の集積・集約化による効率化や、水田を活用した飼料用米等の生産拡大を図る。家畜排せつ物処理については、他部門との連携により有効利用を図るため、堆肥センター等を整備する。また、その他の家畜についても、経営の合理化、安定化を図るため、施設等を整備する。

③ 中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

この地域では、小糸川、小櫃川、平久里川、加茂川、夷隅川等中小河川流域に展開する水田地帯の稲作生産の合理化及び酪農を中心とする畜産、野菜、花き、果樹等の主産地形成を促進する。

この地域における重点作目としては野菜、果樹、花き、畜産があげられ、農業生産技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方向は次のとおりである。

なお、農業の生産条件が不利な中山間地域等においては、農業の生産活動の継続的な実施に対する支援をおこなうとともに、重点作目以外のものについてもあわせて生産合理化、近代化を推進する。

ア 野菜：水田を積極的に活用し、いちご、レタスなどの生産拡大を図るため、営農集団を中心として生産の合理化、省力化に必要な管理作業機械などを導入する。

また、いちご狩りなど観光資源としての需要に応える施設の整備を進める。

イ 果樹：温暖な気候と房総丘陵の地形を生かしたびわ、みかん産地の維持・拡大を図る。特に、びわについては、施設化を推進する。また、キウイフルーツ、いちじく、ブルーベリーが導入されつつあり、これらの産地形成を図る。

ウ 花き：温暖な気候を生かし、カーネーション、バラ、ストック等の切花産地の維持、観光切花産地の育成、主要切花の生産拡大とブランド化及び営農集団を中心とした生産の組織化・合理化を図る。このため、温室育苗施設、共選・共販用の冷蔵集出荷施設の整備等コールドチェーンの啓発を図るとともに、品質保持用のバケット等を使用する湿式流通を推進する。

エ 畜産：酪農の主産地であり、農業生産集団を中心とした組織化、生産の合理化により、生産の拡大と酪農経営の安定を図る。このため、畜舎、集乳施設等を整備する。その他の畜産についても経営の合理化・安定化を図るため飼養管理施設等を整備する。さらに、自給飼料生産においても、機械導入、農地の集積・集約化による効率化や、水田を活用した飼料用米等の生産拡大を推進する。家畜排せつ物処理については、他部門との連携により有効利用を図るため、堆肥センター等を整備する。

オ 米：効率的で生産性の高い稲作経営を実現するために、地域や集落での水田の流動化を図り経営規模の拡大を推進する。

(3) 広域整備の構想

食肉センター

県産肉畜（食肉用として飼養される牛や豚）の安定処理、県産食肉の市場競争力の強化と安全性の確保を図るため、基幹及び補完食肉センターを平地農業地域に整備する。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保の方向

農業経営の安定を図り、魅力とやりがいにあふれたものとするためには、企業的な経営感覚を備えた個別経営体や農業法人、地域の実情に応じた営農組織などの多様な担い手の育成とともに、新規就農者の確保が必要である。

このため、認定新規就農者・認定農業者の育成と経営指導の推進、新規就農者への支援、担い手組織の育成、農業経営の法人化の推進、集落営農への支援、企業の農業参入支援や女性の農業経営への参画等への支援を実施する。

さらに、集落・地域の話し合いにより中心となる経営体を位置付ける、「地域計画(法定化された人・農地プラン)」の策定を推進する。

また、農業に関する実践的な教育を行い、優れた農業の担い手及び指導者の育成等を図るため、県立農業大学校等の教育・研修施設の機能を拡充する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

実践的農業技術者の養成と農業者の研修を目的に設置されている県立農業大学校において、技術革新の進展に対応できる農業技術者を養成するため、効率的、計画的に施設を整備する。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

① 農業者等の経営発展支援

農業者自らの後継者育成活動と農業者に対する社会的評価の向上を図るため、指導農業士及び農業士を認証するとともに、それらの活動を促進することにより地域農業の後継者を育成する。

また、効率的かつ安定的な農業経営者を育成するため、認定農業者制度の一層の普及を図る。

さらに、農業者の経営力向上を図り、アグリトップランナー*をはじめとする企業の経営体を育成するため法人化を積極的に推進し、新規就農希望者の雇用の受け皿ともなる農業法人の育成を加速化させるとともに、国の雇用事業等の活用を促進し法人等への就業を支援する。

*売上 3,000万円以上の経営体の呼称。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識を習得できるよう、県立農業大学校を担い手育成の中核機関に位置づけ実践的な教育・研修を行うとともに、市町村や関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談から技術習得、農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させる。

また、国の給付金制度等の活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援する。

③ 女性農業者の参画の促進

本県農業で重要な役割を果たしている女性農業者が、農業の施策・方針決定の場へ積極的に参画できる条件整備を進めるとともに、女性組織の自主的活動の活性化や女

性リーダーの育成に努める。

④ 就農意欲の醸成に向けた取組

本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、県内の高校生等を対象に、農業の魅力と可能性をPRし、就農への動機付けを行うことにより、農業後継者等の就農を促進する。

⑤ 農業教育の推進

県立農業大学校において、優れた農業の担い手及び指導者を育成するための教育及び、地域農業の担い手として独立就農可能な技術・経営管理能力を養成する実践的研修を実施する。

また、関係機関・団体が連携して高等学校等での就農啓発活動や食農体験、地産地消等の「食育」を通じて、農業への理解を促進し、次世代の農業の担い手育成につなげる。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

我が国の経済発展とともに、本県においても東京湾岸部における重化学工業等の製造業の企業立地や首都東京に隣接するという地理的条件などから、第1次産業就業者が減少するとともに農業従事者の高齢化が進行している。

このような状況を踏まえて、本県の農業・農村が持続的に発展していくため、担い手への農地の集積・集約化による農業経営の規模拡大に加えて、直売所や加工所、農家レストラン、観光・体験型農園などの農業体験施設でのグリーン・ブルーツーリズムなど、魅力ある本県の農山村に多くの人々が触れ合える機会を提供することで、農林業に対する県内外の人々の理解増進と高齢者就労など多様な就労の場の提供につながるような地域づくりをし、農村における就業機会の拡大に努め、農業就業構造の改善を図る。

(2) 農業地域における就業機会の拡大のための構想

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法第112号）に基づく工業の計画的な導入を図るとともに、グリーン・ブルーツーリズム、農林水産物の加工品開発・販売等の食品産業との連携、農商工連携や6次産業化、直売所、観光・体験型農園の運営など、地域資源を活用した産業化の取組を推進し、安定的な就業機会の拡大を図る。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村地域では、兼業化、混住化の進展に伴う生活様式や住民意識の多様化がみられ、農業従事者の減少や高齢化とともに集落共同活動の維持、担い手の確保が困難になりつつある。

農業の担い手としての認定農業者を中心とする個別経営体や組織経営体などによる高生産性農業の持続的発展を促進するためには、今後の集落人口を確保する必要があり、社会基盤の整備として生活条件整備が重要である。

このような状況の中、交通網の整備による交通便益の増進、快適な生活のための污水处理施設、農村文化交流のための集会施設や活性化施設、田園空間での憩いの施設としての農村公園などの整備を支援し、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化交流活動を助長し、定住条件の整備による農村地域の活性化を図り、あわせて、次世代を担う農業後継者の確保に努める。

(2) 生活環境施設の整備の構想

施設整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に留意し、幅広い住民の参加と緑豊かな地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めるほか、次のように適正かつ効率的な整備の実施に努める。

- ① 交通便益の向上のため、農業集落道路等を計画的に整備し、集落の快適な道路環境とするとともに、通学路の確保など安全対策もあわせて講じる。
- ② 污水处理施設として、地域性を考慮した農業集落排水整備等を実施することにより快適で健康な生活環境を確保する。
- ③ 農村文化の伝承及び地域コミュニティの向上を図る活性化施設は、利用形態などを把握し適正規模とするほか、地域の農産物の活用を促進する。
- ④ 上記施設は、主として農業従事者を対象とするが、農業従事者以外の居住者の良好な生活環境の確保についても十分配慮する。
- ⑤ 上記施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持管理が適正に図られるよう配慮する。